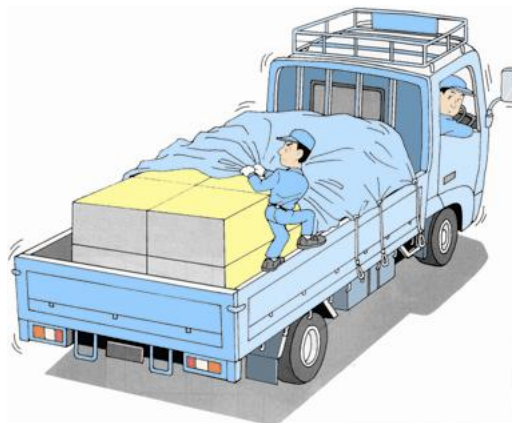


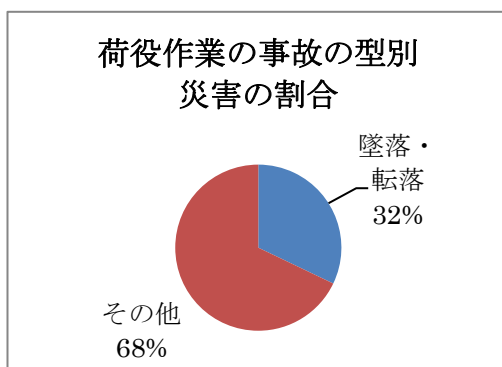
荷主の皆様へ

自社構内での荷役作業の安全確保
にご協力ください



多くのトラック運転者が荷役作業中に被災しています。

その多くは荷主の事業場で発生しています。



資料：厚生労働省「労働災害原因要素の分析」
(平成 21 年陸運業：休業 4 日以上死傷者数総数 13,338 人)



荷役作業中の災害は墜落・転落が 3 割以上を占めています。



運送業者は荷主の皆様にご協力を求めています。



運送業者と協力して、次の事項の実施により荷役作業時の労働災害
を防ぎましょう！

荷役作業での安全確保のための荷主の実施事項

- 1 運送業者との協議の場の設置→詳しくは A (P2)
- 2 安全作業連絡書による運送業者への荷役作業の有無、内容、役割分担等の通知→詳しくは B (P2、3)

3 自社以外の者に荷役作業を行わせる場合の安全対策

→詳しくは C (P4~7)

4 自社と他社の労働者が混在して作業する場合の安全対策

→詳しくは D (P4~7)

- 5 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合の措置

→詳しくは E (P7)

A 労働災害防止のため陸運事業者と協議する場を設置しましょう

荷主等の管理する事業場における荷役作業に係る安全確保のための陸運事業者との協議の場を設置し、陸運事業者との間で荷役作業に係る連絡調整が十分に行える体制を整備すること。

以下の B~E の事項が適切に実施されるよう、連絡調整を十分にしましょう。



B 荷役作業の有無、内容、役割分担等を陸運事業者へ通知しましょう

荷主等の事業場における陸運事業者による荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業の内容、役割分担等について、「安全作業連絡書」(次ページ)を活用するなどにより、事前に陸運事業者へ通知すること。

また、通知する際には、当該陸運事業者から、作業員や運転者が必要な資格を有すること及び作業指揮者教育(車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育、積卸し作業指揮者教育)が実施されていることを確認すること。

安 全 作 業 連 絡 書 (例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発 地		着 地			
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()		
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分		
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分		
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外		
	1. 荷主専用荷捌場		1. 荷主専用荷捌場		
	2. トラックターミナル		2. トラックターミナル		
	3. その他 ()		3. その他 ()		
積 荷	品 名				
	(危険・有害性)	有 ・ 無 ()			
	数 量				
	総重量	kg (kg/個)			
積 付	1. バラ 2. パレタイズ 3. その他 ()				
積 込 作 業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取 卸 作 業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
	作業者数	名		作業者数	名
	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()		使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()		
<u>その他特記事項</u> ※「安全靴、保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入すること。					

C 自社以外の者に荷役作業を行わせる場合の安全対策（作業手順及び安全設備）を講じましょう。

- ア 貨物自動車の荷台等高所での荷役作業を陸運事業者に行わせる場合には、陸運事業者と連携の上、リスクアセスメントを実施するとともに、その結果に基づき、適切なリスク低減対策（安全対策）を実施すること。
- イ 貨物自動車の荷台で荷役作業を行わせる場合には、荷台の周囲に墜落防止策、作業床等墜落転落防止のための設備を設置すること。その際、設備については、適正な構造要件を確保するとともに、点検、整備を実施すること。
- ウ 安全な荷役作業を行うための作業手順の作成に協力するとともに、作業手順を遵守していることを作業の立会又は作業場所の巡視により確認すること。
- エ 安全通路の確保、立入禁止箇所の標識の設置等荷役作業施設の安全化を図ること。

D 自社の労働者と自社以外の労働者が混在して作業する場合の安全対策を講じましょう。

- ア 上記 C アからエまでの事項を実施すること。
- イ 陸運事業者と協議の上、自社と陸運事業者が行う荷役作業の役割分担を明確に取り決めるとともに、あらかじめ、作業間の連絡調整が円滑になされるようにすること。
- ウ 作業間の連絡調整は、施設内で計画されている陸運事業者の労働者が関わる全ての荷役作業について、その内容、作業場所とその範囲、作業時間等を記入した書面を作成し、これを各荷役作業の班長及び作業者等に交付する等により、安全な作業を確保すること。
- エ 陸運事業者の労働者に対して、荷役作業の現場において、墜落時保護用の保護帽の着用や、フォークリフトの用途外使用の禁止など法令に違反しないよう、必要な指導を行うこと。また、当該作業に関し、法令に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行うこと。

荷主の皆様が自社構内の荷の積卸場所に墜落防止設備を設置した事例をご紹介します。

例 昇降設備の設置

荷台からの飛び降り防止として、移動式の昇降設備を屋内の積降場に常設している。



例 移動式プラットホーム

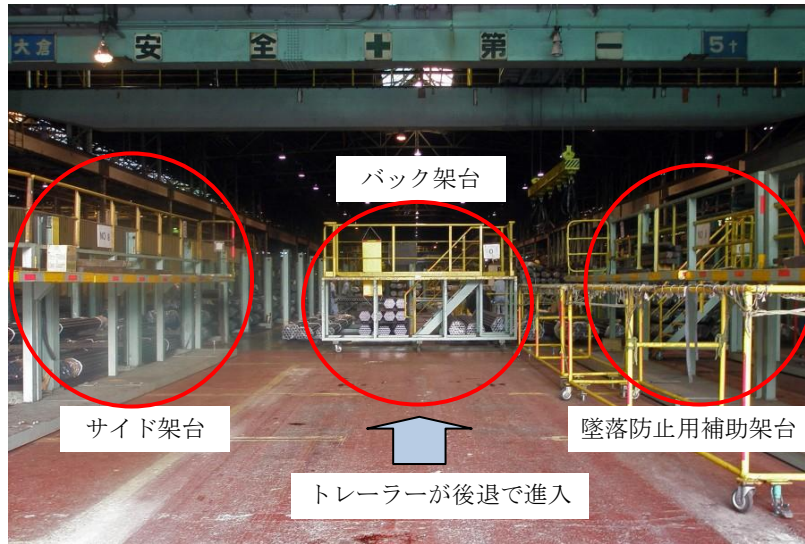


キャスター付きのリフターを利用した移動式のプラットホームである。移動にはキャスターを利用する。プラットホームの高さはリフターで調整できるため、4トン車や10トン車の平ボディーでも利用可能である。ただしプラットホームの置き場所が必要である。



例 トラック荷台からの墜落防止設備

トラックを製造現場の建屋に進入させた後、荷台の両横と後方に移動式の手すりのついた作業床（架台）を設置し、荷役作業時の墜落を防止するもの。



架台セット全景（車が入る前）



架台セット完了



シート掛け作業風景

例 荷の積卸場所に墜落防止のための作業床を設置



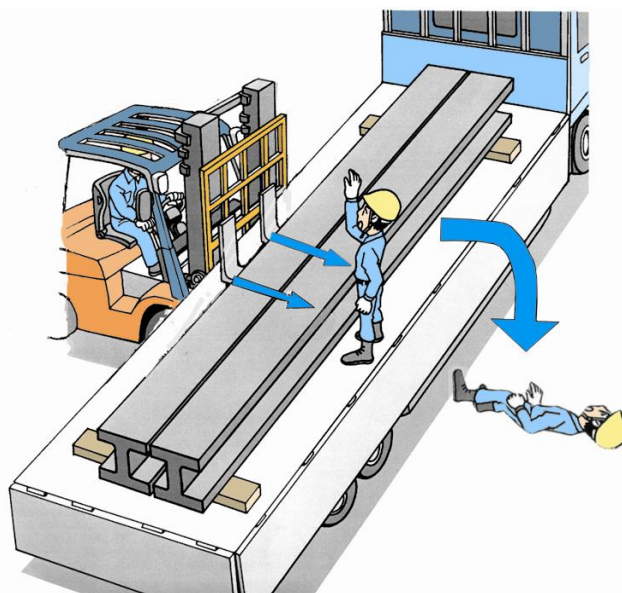
作業床を使用

作業床を使用する前

E 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合は、次の事項に留意しましょう。

- ア 運転技能講習修了証を携帯していることを確認すること。
なお、最大荷重1トン未満のフォークリフトの場合は特別教育を受けていることを確認すること。
- イ フォークリフトを貸与する場合、定期自主検査を実施し、安全性の確認がなされたものを貸与すること。
- ウ 作業者が資格等を持っていない場合、必要な資格等を持っている自社の作業者に使用させること。

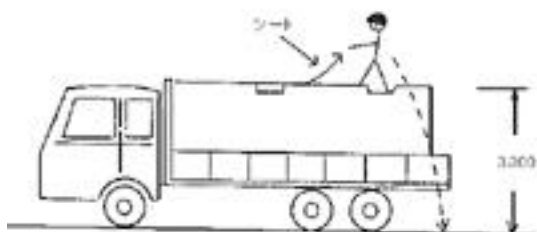
(フォークリフトによる災害の例)



災害事例

1 シート掛け作業中、トラックの積荷上から転落し死亡

災害発生現場見取図



被災者 A は、S 運輸会社のトラック運転者であるが、荷主である T 住宅建材製造会社、Y 工場より住宅建材を輸送することとなった。

A は、被災当日午後 4 時頃、T 会社 Y 工場において、積込み作業を開始した。積込み作業は、Y 工場の作業の作業指揮者 B (安全担当者) の指揮により、積込み作業マニュアルに基づき、Y 工場関連会社運輸部のフォークリフト運転者 C とで行われた。

積込み作業完了後、作業指揮者 B は、A にロープ掛け・シート掛け作業について、安全面の注意をし、フォークリフト運転者 C と、次のトラック積込み作業のため移動した。

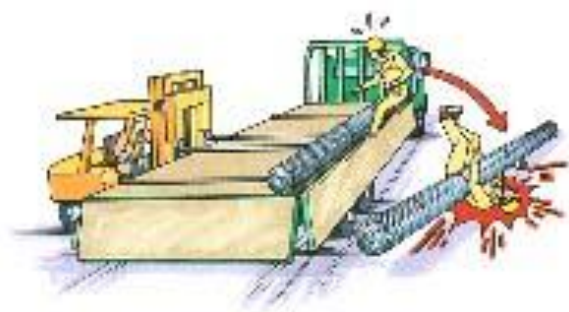
20 分程経過した頃、近くで積込み作業の指揮をしていた B が、物音に気がつきふり返って見ると、A がアスファルト路上に仰向けの状態で倒れていた。

A は直ちに救急車で近くの病院に収容されたが、間もなく死亡した。

A はシート掛け作業を積荷の上で、後向きさがりながら行っていて、建材の凸凹に足をとられ落下する際に、あおりに足をひっかけ路上に転落したと推定される。

なお A は、保護帽を着用していたが、転落の時近くに転がっており、あごひもが緩んでいたためか、保護帽の機能を果たしていなかった。

2 トラックの荷台から鋼材束とともに転落し死亡



この災害は、フォークリフトによりトラックの荷台から鋼材束を荷卸し中、荷台にいた被災者が荷とともに転落し、荷の下敷きとなり死亡したものである。

災害発生当日、一般貨物自動車運送業に所属する被災者は、4t トラックを運転して荷主先に着き、建材用鋼材束 4 束を積み込み、荷卸し先の X 事業場に到着した。

荷卸し作業は、X 事業場の戸外作業場において、被災者がトラックの荷台の上に乗る、X 事業場の代表者がフォークリフト(最大積載荷重 2t)を運転して行った。

まず、鋼材 3 束の下にフォークを差し込みまとめて荷卸し、続いて、残り 1 束(重量 1t)を荷卸ししようとしたところ、荷がフォークの先端からずり落ちて、被災者にのしかかり、被災者の両足が荷とトラックの「あおり」との間に挟まれた。

フォークリフトを運転していた X 事業場の代表者が助け出そうとして、閉じていた「あおり」を開いたところ、被災者は鋼材束を腹部に受ける形で荷とともに転落し下敷きとなった。作業場所はフォークの前方へやや下り傾斜していた。

201107